

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年12月19日(2013.12.19)

【公表番号】特表2013-508107(P2013-508107A)

【公表日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-012

【出願番号】特願2012-535780(P2012-535780)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/28 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月28日(2013.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

回転ボディ(60)に取り付けられる頸開閉手段(70)と、該頸開閉手段(70)を動かすように運動伝達する第1手段(100)と、前記回転ボディ(60)を動かすように運動伝達する第2手段(200)とを備える最小侵襲腹腔鏡手術用プライヤー(10)であって、前記第1および第2伝達手段(100, 200)がそれぞれ、各テンドンが幾つかのケーブル(500)により形成される構成の少なくとも1本のテンドン(300, 350, 400)を備えており、前記ケーブル(500)は、前記第1運動伝達手段(100)に接続される少なくとも1本のテンドン(300, 350)の断面が、メインボディ(20)の内部を通るテンドンの通路に沿って、可変形状(A, B, C)を有するように配置されており、

前記プライヤー(10)が更に、テンドン(300, 350)のケーブル(500)の方向を変更するモジュール群(600)を備え、各モジュール(600)は、対応するテンドンのケーブル(500)を誘導して前記テンドンの方向に回転を生じさせるように形成された延伸通路(650)を有し、

各テンドン(300, 350)の前記断面形状が、各ケーブル(500)の長手軸が断面で見たときに放射状配置(A)に配置される第1配置(A)と、各テンドン(300, 350)の各ケーブル(500)の長手軸が断面で見たときに第1方向に分布するように配置される第2配置(B)と、各テンドン(300, 350)の各ケーブル(500)の長手軸が断面で見たときに前記第1方向とは異なる第2方向に揃うように配置される第3配置(C)とを有している、最小侵襲腹腔鏡手術用プライヤー(10)。

【請求項2】

第2および第3配置(B, C)の前記第1および第2方向が、それぞれ互いに対して約90度の角度をなしている、請求項1に記載のプライヤー(10)。

【請求項3】

前記テンドン(300, 350, 400)のうちの少なくとも1本のテンドンが、少なくとも3本のケーブル(500)により形成されている、請求項2に記載のプライヤー(10)。

【請求項4】

前記頸開閉手段(70)が、第1軸(X)の周りを回転することができる、請求項3に

記載のプライヤー（10）。

【請求項5】

前記回転ボディ（60）が、第2軸（Y）の周りを回転することができる、請求項4に記載のプライヤー（10）。

【請求項6】

前記第1軸（X）および前記第2軸（Y）が、互いに対し約90度の角度をなしている、請求項5に記載のプライヤー（10）。

【請求項7】

前記回転ボディ（60）が、前記顎開閉手段（70）にそれぞれ接続される回転ドラム（81，82）を含んでいる、請求項6に記載のプライヤー（10）。

【請求項8】

前記回転ドラム（81，82）のそれぞれが、前記第1伝達手段（100）の各1つのテンドン（300，350）によって個別に操作される、請求項7に記載のプライヤー（10）。

【請求項9】

更に、テンドン（300，350，450）を被覆する少なくとも1つのシースを備える、請求項8に記載のプライヤー（10）。